



## (児童発達支援・放課後等デイサービス)

### 児童発達支援事業とは

主に未就学の障害児を対象とし、日常生活における基本的な動作の習得や、集団生活に適應するための訓練など、個別の療育プログラムを提供します。

### 放課後等デイサービス事業とは

学校教育法に規定する学校（幼稚園・大学を除く。）に就学している障害児を対象とし、学校授業終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や余暇支援などを提供します。

## 都筑区版・利用までの手続き

- ・障害者手帳・医師の診断等により、療育が必要と認められる児童が対象です。
- ・児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する際は、事前に区役所で「障害児通所受給者証」の発行を受けることが必要です。横浜市ホームページにも流れが記載されています。  
(横浜市こども青少年局トップページから、「障害児通所支援事業」で検索できます)
- ・都筑区外に在住の方は、お住まいの区役所へお問い合わせ下さい。

### 相談

(都筑区役所こども家庭支援課)

まずは、  
こども家庭支援課に  
ご相談ください



見学（事業所と相談の上、通所日数（曜日）を決めてください。

- ・利用は、曜日単位での利用が原則です。キャンセル待ちやスポットでの利用は出来ません。

必要書類の提出（都筑区役所 こども家庭支援課）

面接による調査（要事前予約）

支給決定・受給者証の交付

サービス事業所との契約・サービス利用

お問い合わせ先  
 都筑区こども家庭支援課  
 こども家庭支援担当  
 TEL : 045-948-2321  
 FAX : 045-948-2490

